

内閣参質一八〇第一五三号

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二殿

参議院議員秋野公造君提出葉害H.I.V感染患者及び医療機関にとつて高額な血液製剤の使用に際し不安の無い医療環境の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員秋野公造君提出薬害HIV感染患者及び医療機関にとって高額な血液製剤の使用に際し不安の無い医療環境の整備に関する質問に対する答弁書

一及び二について

血液製剤によるHIV感染者にとって不安のない医療体制の整備は、重要であると考えている。インヒビター保有先天性血友病患者の治療については、厚生労働省としては、平成二十四年六月八日に開催された平成二十四年度全国衛生部長会第一回総会で、一般社団法人日本血栓止血学会が作成した「インヒビターパー保有先天性血友病患者に対する止血治療ガイドライン」を紹介し、地方公共団体に対して当該ガイドラインの医療機関への周知を要請した。さらに、同省のエイズ予防情報センター整備事業により、公益財団法人エイズ予防財団が運営するエイズ予防情報ネットのホームページに当該ガイドラインを掲載し、普及啓発を行っている。今後とも、血友病の治療に関する普及啓発を行うことにより、血液製剤によるHIV感染者にとって不安のない医療体制の整備に努めていきたい。また、社会保険診療報酬支払基金では、個別の症例に応じて、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）等に基づき、診療報酬請求に関する審査が適切に行

われているものと考えて いる。